

新型コロナウイルス感染症を拡げないための 事業所からの可燃ごみの出し方

* 医療機関など、感染性廃棄物を排出する事業所や施設は含まれません

事業所や施設の従事者などが新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合、可燃ごみ（営業ごみ）などの取り扱いについては、以下に注意し、感染の拡大防止にご協力ください。

○ごみに直接触れないこと

- ・感染者の飛沫がついたものやその疑いのあるものに触れないよう、マスクをして手袋を使いましょう。

○ごみ袋は二重にしてしっかりしばること

- ・ごみ袋を二重にして口をしっかりしばってください。
- ・ごみ袋が破れないよう、詰め込み過ぎないようにした上で、袋の空気を抜いてください。

○ごみを扱ったあとは、しっかり手を洗うこと

- ・手指消毒を徹底しましょう。

○可燃ごみの収集運搬業者に連絡すること

- ・感染防止のため、可燃ごみの収集は原則として消毒作業後になります。
- ・収集されるまでは、風やカラス等の鳥獣による飛散を防ぐためネットや容器を活用してください。

- ・産業廃棄物に該当するプラスチック製品や金属製品などを廃棄する場合は、産業廃棄物の収集運搬許可業者に直接お問い合わせください。
- ・紙類、飲料用の缶・びん・ペットボトルの出し方は、収集等を依頼しているところに確認してください。
- ・入所・入居施設などで、消毒後も感染された方のごみが出る場合は、収集運搬業者又は事業ごみ減量課にご相談ください。

仙台市環境局

問い合わせ先 事業ごみ減量課 022-214-8679